

大阪広域環境施設組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和7年2月13日

大阪広域環境施設組合  
監査委員 阪井千鶴子  
同 福田武洋

## 令和6年度定期監査等結果報告の提出について

### 第1 大阪広域環境施設組合監査委員監査基準への準拠

当該監査は、大阪広域環境施設組合監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく財務監査及び行政監査

### 第3 監査の対象

#### 1 運営委託事業にかかる事務

- ・住之江工場運営委託事業を対象とした。
- ・施設部施設管理課を対象とした。

#### 2 工場施設の維持管理にかかる事務

- ・令和5年度以降を対象とした。
- ・各工場・施設管理課を対象とした。

#### 3 災害対策にかかる事務

- ・令和5年度以降を対象とした。
- ・全課・全事業所を対象とした。

#### 4 監査措置にかかる事務

- ・令和5年度以降を対象とした。
- ・各工場・施設管理課を対象とした。

#### 5 令和5年度以降における契約等に基づく収入及び支出にかかる事務

- ・令和5年度以降を対象とした。
- ・全課・全事業所を対象とした。

## 6 課又は事業所の事務の実施状況全般

- ・現年度を対象とした。
- ・八尾工場及び住之江工場を対象とした。

### 第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

なお、監査の対象とした事務が、着眼点に沿って適切に事務が行われているかの確認を基本として監査を実施した。

監査の対象	重要リスク	着眼点	監査の結果
運営委託事業にかか る事務	運営委託事業のモニタ リング業務が適切に行 われていないリスク	1 住之江工場運営委託事 業が契約書及び要求水準 書等に沿って実施される よう、適切にモニタリング しているか	—
		2 住之江工場運営委託事 業における是正事項や瑕 疵等について、勧告や措置 状況の確認を適切にして いるか	—
工場施設の維持 管理にかか る事務	工場施設の整備工事にお ける維持管理及び安 全管理が適切に行われ ていないリスク	1 整備工事が施工計画に 沿って行われるよう、適切 に監理しているか	—
		2 適正な安全管理のもと で整備工事が実施されて いるか	—
災害対策にかか る事務	災害発生時に業務を継 続できないリスク	1 業務継続計画に沿った 対応ができるよう、関係規 定や体制が整備されてい るか	—
監査措置にかか る事務	改善措置を講じた事務 について、適切に実施 されていないリスク	1 これまでの監査結果を 受けて改善措置を講じた 事務が、適切に実施されて いるか	—
令和5年度以降 における契約等 に基づく収入及 び支出にかか る事務	契約等に基づく収入及 び支出にかか る事務が 適切に行われていない リスク	1 関係規程に沿って適切 に事務が行われているか	—

課又は事業所の事務の実施状況全般	課又は事業所の事務が適切に行われていないリスク	1 関係規程に沿って適切に事務が行われているか	—
------------------	-------------------------	-------------------------	---

(注) 「監査の結果」欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限りにおいて、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

## 第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問、閲覧及び現地確認等の手法を組み合わせ実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

ルシアス庁舎、八尾工場、住之江工場

### 2 実施日程

令和6年9月24日から令和6年12月16日まで

## 第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

## 第8 その他

本組合の監査においては、合規性、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性の観点を踏まえた監査をこれまで実施してきており、令和6年度においても同様である。

今回の監査において、文書管理について留意すべき事項として次のとおり付言する。

(留意すべき事項) 文書管理について

令和3年度監査では、工事中の住之江工場において大量の文書が作成・保管されていることにつき、保存すべき文書や、保存方法について、さらに検討するようとの意見を付した。

上記監査意見にかかる対応として、住之江工場現場事務所に保管中であった工事図面などの書類のうち、審査や確認の終了に伴い返却すべき書類については、令和5年度末の住之江工場更新工事竣工時に、返却済となっていることを確認した。

しかし、組合として保管すべき文書については、PDF化等未だ検討過程のものもあるので、鶴見工場建設工事にも生かせるよう、引き続き検討されたい。

また、住之江工場のように元の躯体を残して更新事業を行った場合、当初の工事にかかる文書については、大阪広域環境施設組合公文書管理条例に定める30年という期間を超えて保存が必要となるところ、現状では1年ごとに延長手続きをとっていることが確認された。

しかし、住之江工場の当初工事のように、30年を超えてさらに長期の保存が必要であることが、あらかじめ明らかな文書については、1年ごとに延長手続きをとることが適切かどうか疑問があるので、検討されたい。